

# 国立大学法人岩手大学学則

平成16年4月1日 制定  
令和7年2月27日 最終改正

## 目次

### 第1章 総則

- 第1節 目的（第1条）
- 第2節 構成（第2条－第9条）
- 第3節 役員（第10条）
- 第4節 職員（第11条－第16条）
- 第5節 役員会、教育研究評議会、経営協議会等（第17条－第24条）
- 第6節 事務組織及び技術支援組織（第25条・第26条）
- 第7節 教育研究等の状況の公表等（第27条）
- 第8節 自己評価等（第28条）
- 第9節 ダイバーシティの推進（第28条の3）

### 第2章 学部通則

- 第1節 修業年限、在学期間等（第29条・第30条）
- 第2節 学年、学期及び休業日（第31条－第33条）
- 第3節 収容定員等（第34条）
- 第4節 教育課程（第35条－第46条）
- 第5節 入学、卒業、転学、留学、休学、復学及び退学等（第47条－第60条の2）
- 第6節 教育職員免許（第61条）
- 第7節 検定料、入学料及び授業料（第62条－第67条）
- 第8節 表彰、除籍及び懲戒（第68条－第70条）

### 第3章 補則

- 第1節 学生証（第71条）
- 第2節 健康診断（第72条・第73条）
- 第3節 福利厚生施設（第74条）
- 第4節 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生（第75条－第77条）
- 第5節 外国人留学生（第78条）
- 第6節 研修員等（第79条・第80条）
- 第7節 公開講座及び科学教育研究室（第81条・第82条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### 第1節 目的

###### （目的）

- 第1条 国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化的向上と発展に貢献することを目的とする。
- 2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

##### 第2節 構成

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

人文社会科学部  
教育学部  
理工学部  
農学部  
獣医学部

(学科及び課程)

第3条 各学部に学科又は課程を次のとおり置く。

学 部	学科又は課程
人文社会科学部	人間文化課程
	地域政策課程
教育学部	学校教育教員養成課程
理工学部	理工学科
農学部	食料農学科
	生命科学科
	地域環境科学科
	動物科学・水産科学科
獣医学部	共同獣医学科

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に次の研究科を置く。

総合科学研究科 修士課程  
教育学研究科 専門職学位課程（教職大学院の課程）  
理工学研究科 博士課程  
獣医学研究科 博士課程  
連合農学研究科 博士課程

3 大学院の学則は、別に定める。

(教育研究施設)

第5条 本学に次の教育研究施設を置く。

地域防災研究センター  
平泉文化研究センター  
三陸水産研究センター  
ものづくり技術研究センター  
次世代アグリイノベーション研究センター  
分子接合技術研究センター

2 前項の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(教育研究基盤施設)

第6条 本学に次の教育研究基盤施設を置く。

図書館  
保健管理センター  
情報基盤センター  
国際教育センター

2 前項の教育研究基盤施設に関する規則は、別に定める。

(教育研究支援施設)

第7条 本学に次の教育研究支援施設を置く。

教学マネジメントセンター

地域協創教育センター

教員養成支援センター

研究支援・产学連携センター

R I 総合実験センター

2 前項の教育研究支援施設に関する規則は、別に定める。

(特定事業推進室)

第7条の2 本学に次の特定事業推進室を置く。

地域社会教育推進室

環境マネジメント推進室

評価室

ダイバーシティ推進室

2 前項の特定事業推進室に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第8条 本学に次の学部附属の教育研究施設を置く。

人文社会科学部 こころの相談センター

宮沢賢治いわて学センター

教育学部 附属教育実践・学校安全学研究開発センター

附属自然観察園

理工学部 附属ソフトパス理工学総合研究センター

附属ものづくりエンジニアリングファクトリー

附属理工系教育研究基盤センター

農学部 附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター

附属畜産飼料総合教育研究センター

附属生物環境制御装置室

附属植物園

附属農業教育資料館

附属自然エネルギー利用温室

獣医学部 附属動物病院

附属動物医学食品安全教育研究センター

附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター

2 前項の学部附属の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(共同利用)

第8条の2 前条第1項に掲げる農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第9条 教育学部に次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

2 前項の附属学校に関する規則は、別に定める。

### 第3節 役員

#### (役員)

第10条 本学に次の役員を置く。

- 一 学長
- 二 理事
- 三 監事

### 第4節 職員

#### (職員)

第11条 本学に次の職員を置く。

教員（教授、准教授、講師、助教、副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭をいう。）、事務職員、専門職員、技能職員及び医療職員

2 前項の教員（副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭を除く。次項において同じ。）は別表1に掲げるいずれかの組織に所属する。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の教員のうち学長が必要と認めた者については、別表1に掲げる組織に所属させないことができる。

#### (副学長)

第12条 本学に副学長を置き、第10条に規定する理事のうち、教育研究に関する業務を担当する者をもって充てる。

2 前項に規定するもののほか、本学の意思決定と執行を円滑に行うため、副学長を置くことができる。

#### (学部長及び副学部長)

第13条 各学部に学部長を置く。

2 前項の学部長を補佐するため、各学部に副学部長を置く。

#### (教育研究施設の長)

第13条の2 教育研究施設に長を置く。

#### (教育研究基盤施設の長)

第14条 教育研究基盤施設に長を置く。

#### (教育研究支援施設の長)

第14条の2 教育研究支援施設に長を置く。

#### (特定事業推進室の長)

第14条の3 特定事業推進室に長を置く。

#### (学部附属の教育研究施設の長)

第15条 学部附属の教育研究施設に長を置く。

2 宮沢賢治いわて学センター長は、人文社会科学部の学部長をもって充てる。

3 附属教育実践・学校安全学研究開発センター長は、教育学部の学部長をもって充てる。

#### (附属学校の校長等)

第16条 附属学校に園長又は校長を置く。

#### 第5節 役員会、教育研究評議会、経営協議会等

##### (役員会)

第17条 本学に、本学の意思決定と執行に責任を持つ機関として役員会を置く。

2 前項の役員会に関する規則は、別に定める。

##### (教育研究評議会)

第18条 本学の教育研究に関する重要事項について審議するため、教育研究評議会を置く。

2 前項の教育研究評議会に関する規則は、別に定める。

##### (経営協議会)

第19条 本学の経営に関する重要事項について審議するため、経営協議会を置く。

2 前項の経営協議会に関する規則は、別に定める。

##### (学長選考・監査会議)

第20条 本学に、学長選考・監査会議を置く。

2 前項の学長選考・監査会議に関する規則は、別に定める。

##### (学長・副学長会議)

第21条 本学の意思決定と執行を円滑に行うため、学長・副学長会議を置く。

2 前項の学長・副学長会議に関する規則は、別に定める。

##### (学部長・研究科長会議)

第22条 学長、理事及び副学長と学部等との連絡調整並びに教育研究及び経営に関する重要事項の意見集約に当たるため、学部長・研究科長会議を置く。

2 前項の学部長・研究科長会議に関する規則は、別に定める。

##### (教員人事会議)

第22条の2 本学における教員人事の基本方針について検討するとともに、全学的観点及び戦略的観点から教員人事について審議するため、教員人事会議を置く。

2 前項の教員人事会議に関する規則は、別に定める。

##### (教授会)

第23条 本学の各学部に教授会を置く。

2 前項の教授会に関する規則は、別に定める。

##### (学科会議及び課程会議)

第23条の2 第3条に規定する学科又は課程に学科会議又は課程会議を置く。

2 前項の学科会議及び課程会議に関する規則は、別に定める。

##### (委員会)

第24条 本学に、専門的な観点から全学の意思形成に資するため、必要な委員会を置く。

2 前項の委員会に関する必要な事項は、別に定める。

#### 第6節 事務組織及び技術支援組織

##### (事務組織)

第25条 本学における企画立案事務、教育研究支援事務及び管理事務等を行うため、事務組織を置く。

2 前項の事務組織に関する規則は、別に定める。

(技術支援組織)

第26条 本学における教育研究の技術支援を行うため、技術支援組織を置く。

2 前項の技術支援組織に関する規則は、別に定める。

## 第7節 教育研究等の状況の公表等

(教育研究等の状況の公表等)

第27条 本学は、本学の教育研究、組織運営及び財務の状況を公表（情報提供を含む。）するものとする。

2 前項の公表に当たっては、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

## 第8節 自己評価等

(自己評価等)

第28条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営及び施設設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

## 第28条の2 削除

## 第9節 ダイバーシティの推進

(ダイバーシティの推進)

第28条の3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学におけるダイバーシティの推進を図るものとする。

# 第2章 学部通則

## 第1節 修業年限、在学期間等

(修業年限、在学期間等)

第29条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、獣医学部共同獣医学科については、その修業年限は、6年とする。

2 本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

3 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

(在学期間の特例)

第30条 本学に3年以上在学した者（獣医学部共同獣医学科に在学するものを除く。）が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第1項本文の規定にかかわらずその卒業を認めることができる。

## 第2節 学年、学期及び休業日

### （学年）

第31条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させ及び卒業させることができる。

### （学期）

第32条 学年を2学期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 学長が必要と認めるときは、学期の始期前及び終期後に当該学期の授業を行うことができる。

### （休業日）

第33条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
  - 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - 三 夏季休業 8月5日から9月30日まで
  - 四 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
  - 五 春季休業 卒業式の翌日から3月31日まで
- 2 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長が必要と認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

## 第3節 収容定員等

### （収容定員等）

第34条 各学部の学科又は課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程	入学定員	3年次編 入学定員	収容定員
人文社会科学部	人間文化課程	125名	6名	512名
	地域政策課程	75名	4名	308名
	計	200名	10名	820名
教 育 学 部	学校教育教員養成課程	160名		640名
	計	160名		640名
理 工 学 部	理工学科	414名	20名	1,696名
	計	414名	20名	1,696名
農 学 部	食料農学科	50名	2名	204名
	生命科学科	51名	1名	206名
	地域環境科学科	70名	1名	282名
	動物科学・水産科学科	55名	1名	222名
	計	226名	5名	914名
獣 医 学 部	共同獣医学科 (東京農工大学農学部共同獣医学科)	30名 (35名)		180名 (210名)

	計	30名	180名
備考 ( ) は、本学と共同獣医学科を設置している東京農工大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり、外数とする。			

#### 第4節 教育課程

##### (教育課程の編成)

第35条 本学は、大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を設定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科又は課程等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。
- 3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

##### (特別の課程の編成)

第35条の2 本学は、前条に規定するもののほか、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

- 2 前項の特別の課程に関する規則は、別に定める。

##### (教育体系)

第36条 本学における教育体系は、一貫教育の観点から教養教育及び共同獣医学科の共通教育並びに専門教育とし、教養教育には教養教育科目を、共同獣医学科の共通教育(以下「共通教育」という。)には共通教育科目を、専門教育には専門教育科目を置くものとする。

- 2 教養教育及び共通教育は、全学体制で実施し、本学の教員は教養教育及び共通教育の実施・発展に努め、担当する責任を負うものとする。
- 3 専門教育は、各学部の責任において実施する。
- 4 教養教育及び共通教育に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 専門教育に関し必要な事項は、各学部が定める。
- 6 第1項に定める科目のほか、国際教育科目を置くものとし、必要な事項は、別に定める。

##### (学生の修得すべき単位数)

第37条 学生が修得すべき単位数は、別表2のとおりとする。

##### (単位の計算方法)

第38条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができます。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用

により行う場合については、その組み合わせに応じ、第1項に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

第38条の2 授業は、学期ごとに15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(授業の方法)

第39条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前2項の授業は、外国において履修させることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第39条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第39条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第40条 科目を履修した場合には、成績を審査し、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 成績の審査は、試験、報告書、論文及び平常の成績によって行う。
- 3 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第41条 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第42条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、第55条の規定による留学の場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

#### (大学院授業科目の履修)

第42条の2 学生が本学大学院に進学を志望し、本学が教育上有益と認めるときは、進学を志望する研究科長（総合科学研究科の場合は、専攻長）の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は別に定める。

#### (大学以外の教育施設等における学修)

第43条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### (入学前の既修得単位等の認定)

第44条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 3 前2項により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第42条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### (遠隔授業により修得することができる単位数)

第45条 第39条第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）で卒業の要件として定める単位数を超える単位数を卒業の要件としている学科・課程においては、第39条第1項の授業方法により64単位以上（ただし、共同獣医学科は122単位以上）を修得しているときは、60単位を超えることができる。

#### (長期にわたる教育課程の履修)

第46条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期にわたる教育課程の履修に関する規則は、別に定める

### 第5節 入学、卒業、転学、留学、休学、復学及び退学等

#### (入学資格)

第47条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が指定する日以後に修了した者
- 四 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により

これに相当する学校教育を修了した者

五 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

六 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

七 文部科学大臣が指定した者

八 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学志願の手続）

第 48 条 入学を志願する者は、所定の期間内に別に指定する関係書類に、検定料を添えて本学に提出しなければならない。

（合格者の決定）

第 49 条 学長は、前条の入学志願者について、選考の上合格者を決定する。

（入学の手続）

第 50 条 合格者は、所定の期間内に別に指定する関係書類に入学料を添えて本学に提出しなければならない。

（入学の許可）

第 51 条 学長は、前条の手続を経た者に対し、入学を許可する。

（卒業の認定）

第 52 条 学長は、所定の修業年限以上在学し、かつ所定の科目の単位を修得した者に対し、教授会の審議を経て卒業を認定する。

（学位の授与）

第 53 条 前条の規定により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

（履修証明の交付）

第 53 条の 2 本学は、第 35 条の 2 の規定により特別の課程を修了した者に対し、その修了を認定し、修了の事実を証する証明書を交付する。

（転学部）

第 54 条 本学の他の学部に転学部を志願する者があるときは、選考の上許可することがある。

2 前項の転学部について必要な事項は、別に定める。

（転学科及び転課程）

第 54 条の 2 同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志願する者があるときは、選考の上許可することがある。

2 前項の転学科及び転課程について必要な事項は、別に定める。

（留学）

第55条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学に留学することを許可することができる。

2 留学の期間は、第29条第1項に規定する修業年限に含めるものとする。

(休学)

第56条 疾病その他の事由により、3月以上修学できない者は、休学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

2 疾病のため、修学が不適当と認められる者に対して、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により引き続き休学することができる。

4 休学期間は、通算して第29条第1項に規定する修業年限を超えることはできない。

5 前項の休学期間は、第29条第3項に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第57条 学生は、休学期間が満了したときは、復学するものとする。

2 休学期間が満了する前に休学の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(退学等)

第58条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

2 他の大学に入学、転学又は本学に改めて入学を志願する者は、受験願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(再入学)

第59条 本学を退学した者が同一学部の同一学科又は課程に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。

2 前項の再入学の取扱いについては、別に定める。

(編入学)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。

一 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し所定の単位を修得した者

二 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

三 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

五 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定により大学に編入学することができる者

七 工業教員養成所又は養護教諭養成所を卒業した者

八 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

2 前項の編入学の取扱いについては、別に定める。

#### (転入学)

第60条の2 他の大学から本学に転入学を希望する者があるときは、選考の上許可することがある。

2 前項の転入学の取扱いについては、別に定める。

#### 第6節 教育職員免許

##### (教育職員免許)

第61条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、別表3に掲げるとおりとする。

#### 第7節 検定料、入学料及び授業料

##### (検定料、入学料及び授業料の額)

第62条 検定料、入学料及び授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則の定めるところによる。

##### (授業料の納付)

第63条 授業料は、前期及び後期の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあっては5月、後期にあっては11月に納付しなければならない。

##### (検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予)

第64条 検定料、入学料及び授業料は、別に定めるところにより免除又は徴収猶予を認めることがある。

#### 第65条 削除

##### (退学、復学又は停学の場合の授業料の納付)

第66条 学生が退学し、又は退学を命ぜられた場合は、その日の属する期の授業料を、休学中の者が復学した場合は、その日の属する月から次の徴収の時期前までの月割の授業料を、また、停学を命ぜられた場合は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

##### (検定料、入学料及び授業料の返還等)

第67条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、学部における入学者選抜試験において出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合、第1段階目の選抜で不合格になった者に対し、第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を返還する。

3 学部における入学者選抜試験に際し、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、第1項の規定にかかわらず、前項の規定を準用し、第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を返還する。

4 検定料を納付した者が、入学試験日までに災害救助法対象の災害に被災し、納付した検定料の返還を申請し許可された場合には、第1項の規定にかかわらず、当該検定料に相当する額を返還する。

- 5 入学を許可されたときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該授業料相当額を返還する。
- 6 授業料を納付した者が、授業料の納付時期前及び納付時期に休学を許可され又は命ぜられた場合並びに退学を許可された場合には、第1項の規定にかかわらず、当該期間に係る授業料免除相当額を返還する。
- 7 前期分授業料納付の際、前期分及び後期分授業料を納付し、後期分授業料の納付時期前に退学を命ぜられた場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 8 入学料又は授業料を納付した者が、免除を申請し許可された場合には、第1項の規定にかかわらず、当該入学料又は授業料に係る免除相当額を返還する。

## 第8節 表彰、除籍及び懲戒

### (表彰)

第68条 学長は、表彰に値する顕著な業績等がある学生を、表彰することがある。

- 2 前項の表彰に関する規則は、別に定める。

### (除籍)

第69条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の審議を経て除籍する。

- 一 第29条第3項に規定する在学期間を超えた者
- 二 休学期間が第29条第1項に規定する修業年限を超えてなお復学できない者
- 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が認められなかった場合又は半額の免除若しくは徴収猶予が認められた場合において、所定の期間内に入学料を納付しない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 死亡又は長期にわたり行方不明の者

### (懲戒)

第70条 この学則に背き、学生としての本分に反し、また学内の秩序を乱す行為があつたときは、教授会の審議を受け、教育研究評議会の議を経て学長が当該学生を懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - 一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
  - 二 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
  - 三 正当な理由がなく、出席が常でない者
  - 四 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

## 第3章 補則

### 第1節 学生証

#### (学生証)

第71条 学生は、別に定める学生証の交付を受け、常にこれを所持しなければならない。

### 第2節 健康診断

#### (健康診断の実施)

第72条 本学は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、毎年定期に健康診断を行う。また、学長が必要と認めた場合には、臨時の健康診断を行うことがある。

#### (健康診断の受診)

第73条 学生は、本学が行う健康診断を受けなければならない。

### 第3節 福利厚生施設

#### (福利厚生施設)

第74条 本学に、学生寮、大学会館、課外活動施設等の福利厚生施設を置く。

2 前項の福利厚生施設に関する規則は、別に定める。

### 第4節 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生

#### (科目等履修生)

第75条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の履修を志願するものがあるときは、本学の授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 前項の科目等履修生に関する規則は、別に定める。

#### (研究生)

第76条 本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、本学の教育又は研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 前項の研究生に関する規則は、別に定める。

#### (特別聴講学生)

第77条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

### 第5節 外国人留学生

#### (外国人留学生)

第78条 外国人（日本国籍を有しない者）で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する規則は、別に定める。

### 第6節 研修員等

#### (研修員)

第79条 公共の機関から特別の必要上研修員として委託の申請があったときは、別に定めるところによりこれを研修員として許可することがある。

#### (受託研究員)

第80条 公共の機関又はその他の機関から特別の必要上研究員として委託の申請があつたときは、別に定めるところにより、これを受託研究員として許可することがある。

### 第7節 公開講座及び科学教育研究室

#### (公開講座)

第81条 本学に、公開講座を開設する。

2 前項の公開講座については、別に定める。

(科学教育研究室)

第82条 本学に、小学校、中学校及び高等学校の現職の教員の資質向上のため、科学教育研究室を置く。

2 前項の科学教育研究室に関する規則は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この学則の施行の際現に国立学校設置法第3条第1項の規定による岩手大学(以下「旧岩手大学」という。)に在学している者は、この学則の施行の日において、本学の学生となるものとする。

3 前項の規定による学生の教育課程及び教育職員免許取得に関する事項については、この学則の規定にかかわらず、当該学生が入学した際の、旧岩手大学学則の規定によるものとする。

4 第34条の規定にかかわらず、平成16年度から平成18年度における人文社会学部の国際文化課程及び法学・経済課程並びに工学部の応用化学科及び建設環境工学科の学生の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科又は課程	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人文社会科学部	国際文化課程	305名		
	法学・経済課程	285名		
工 学 部	応用化学科	310名	300名	290名
	建設環境工学科	270名	260名	250名

附 則

この学則は、平成16年12月7日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第3条、第7条及び第34条の改正規定は平成18年4月1日から施行する。

2 この学則による改正後の第42条の規定は平成18年度入学者及び編入学者から、第47条の規定は平成19年度入学者から、第60条の規定は平成19年度編入学者から、第54条の規定は平成17年度入学者から適用する。

3 この学則による改正後の第34条の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの工学部の応用化学科、材料物性工学科、機械工学科、建設環境工学科及び情報システム工学科の学生の収容定員並びに工学部の収容定員は、次の表に掲げるとおりとする。

学部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度
工 学	応用化学科	288名	276名	274名
	材料物性工学科	198名	196名	194名
	機械工学科	318名	316名	314名
	建設環境工学科	248名	236名	234名

部	情報システム工学科	278名	276名	274名
	計	1,810名	1,780名	1,770名

#### 附 則

この学則は、平成18年1月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成18年7月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

(経過規定)

2 この学則による改正前の農学部農業生命科学科、農林環境科学科及び獣医学科は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第3条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則第34条の規定にかかわらず平成19年度から平成23年度までの農学部の学生の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科又は課程	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
農 学 部	農 生 命 課 程	55名	110名	165名		
	応 用 生 物 化 学 課 程	40名	80名	120名		
	共 生 環 境 課 程	55名	110名	165名		
	動 物 科 学 課 程	30名	60名	90名		
	3 年 次 編 入 学			5名		
	獣 医 学 課 程	30名	60名	90名	120名	150名
	農 業 生 命 科 学 科	270名	180名	90名		
	農 林 環 境 科 学 科	280名	190名	95名		
	獣 医 学 科	150名	120名	90名	60名	30名

4 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則別表1及び別表2の農学部に係る規定は、平成19年4月1日以後の入学者から適用し、平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 この学則は、平成19年4月1日以降の入学者から適用し、平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

3 この学則の編入学者への適用は、当該編入学者が属する年次の学生と同様に取り扱う

ものとする。

附 則  
(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過規定)
- 2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に本学の講師として在職し、その者が施行日以後も引き続き講師として在職する間にあっては、第11条第1項中「教員（教授、准教授、助教、教頭、教諭及び養護教諭をいう。）」とあるのは「教員（教授、准教授、講師、助教、教頭、教諭及び養護教諭をいう。）」と読み替えるものとする。

附 則  
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成18年12月26日から施行する。

- 附 則
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定は、平成19年2月1日から施行する。
  - 2 この学則による改正後の第5条、別表1及び別表3の規定は、平成19年4月1日以後の入学者から適用し、平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

- 附 則  
(施行期日)
- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
  - 2 この学則による改正後の別表1、別表2及び別表3の規定は、平成19年4月1日以後の入学者から適用し、平成19年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。
  - 3 この学則の編入学者への適用は、当該編入学者が属する年次の学生と同様に取り扱うものとする。

附 則  
この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。  
(経過規定)
- 2 この学則による改正前の工学部応用化学科、材料物性工学科、電気電子工学科、機械工学科、建設環境工学科、情報システム工学科及び福祉システム工学科は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第3条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則第34条の規定にかかわらず平成21年度から平成23年度までの工学部の学生の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度
工学部	応用化学・生命工学科	75名	150名	225名
	マテリアル工学科	60名	120名	180名
	電気電子・情報システム工学科	120名	240名	360名
	機械システム工学科	80名	160名	240名
	社会環境工学科	65名	130名	195名
	応用化学科	204名	136名	68名
	材料物性工学科	144名	96名	48名
	電気電子工学科	180名	120名	60名
	機械工学科	234名	156名	78名
	建設環境工学科	174名	116名	58名
情報システム工学科		204名	136名	68名
福祉システム工学科		150名	100名	50名
計		1,730名	1,700名	1,670名

- 4 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則別表1及び別表2の工学部に係る規定は、平成21年4月1日以後の入学者から適用し、平成21年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則  
この学則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成22年6月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則  
この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則  
この学則は、平成23年10月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則  
(施行期日)

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この学則による改正前の農学部獣医学課程は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第3条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則第34条の規定にかかわらず平成24年度から平成28年度までの農学部獣医学課程及び共同獣医学科の学生の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
農学部	獣医学課程	150名	120名	90名	60名	30名
	共同獣医学科	30名	60名	90名	120名	150名

- 4 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則別表1及び別表2の農学部に係る規定は、平成24年4月1日以後の入学者から適用し、平成24年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成24年12月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成25年2月21日から施行する。ただし、第5条の改正規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第63条の改正規定は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過規定)
- 2 この学則による改正前の人文学部人間科学課程、国際文化課程、法学・経済課程及び環境科学課程、教育学部生涯教育課程及び芸術文化課程、工学部化学・生命工学科、マテリアル工学科、電気電子・情報システム工学科、機械システム工学科及び社会環境工学科、農学部農学生命課程、応用生物化学課程、共生環境課程及び動物科学課程は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第2条及び第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学部並びに学科及び課程に在学する者が当該学部並びに学科及び課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 工学部長は、工学部が存続する間、当該学部に置くものとする。この場合において、工学部長は理工学部長をもって充てる。
- 4 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則第34条の規定にかかわらず平成28年度から平成30年度までの学生の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人文社会科学	人間文化課程	125名	250名	381名

部	地域政策課程	75名	150名	229名
	小計	200名	400名	610名
	人間科学課程	120名	80名	40名
	国際文化課程	225名	150名	75名
	法学・経済課程	210名	140名	70名
	環境科学課程	90名	60名	30名
	小計	665名	450名	225名
	計	865名	850名	835名
教育学部	学校教育教員養成課程	640名	640名	640名
	生涯教育課程	150名	100名	50名
	芸術文化課程	120名	80名	40名
	計	910名	820名	730名
理工学部	化学・生命理工学科	90名	180名	272名
	物理・材料理工学科	80名	160名	242名
	システム創成工学科	270名	540名	826名
	計	440名	880名	1, 340名
工学部	応用化学・生命工学科	225名	150名	75名
	マテリアル工学科	180名	120名	60名
	電気電子・情報システム工学科	360名	240名	120名
	機械システム工学科	240名	160名	80名
	社会環境工学科	195名	130名	65名
	計	1, 240名	840名	420名
農学部	植物生命科学科	40名	80名	121名
	応用生物化学科	40名	80名	121名
	森林科学科	30名	60名	90名
	食料生産環境学科	60名	120名	182名
	動物科学科	30名	60名	91名
	小計	200名	400名	605名
	農学生命課程	165名	110名	55名
	応用生物化学課程	120名	80名	40名
	共生環境課程	165名	110名	55名
	動物科学課程	90名	60名	30名
	小計	550名	370名	185名
	共同獣医学科	180名	180名	180名
	計	930名	950名	970名

5 この学則による改正後の第36条第1項、第4項及び第6項の規定は、平成28年4月1日以後の入学者から適用し、平成28年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

- 6 この学則の編入学者への適用は、当該編入学生が属する年次の学生と同様に扱うものとする。
- 7 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則別表2及び別表3に係る規定は、平成28年4月1日以後の入学者から適用し、平成28年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、平成28年5月26日から施行する。

#### 附 則

この学則は、平成28年12月14日から施行する。ただし、第67条の改正規定は、平成28年4月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正前の人文学研究科、工学研究科博士前期課程、工学研究科博士後期課程及び農学研究科は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正後の第56条第5項の規定は、平成30年4月1日以降の入学者から適用し、平成30年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この学則による改正前の工学研究科は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第4条の規定にかかわらず、平成31年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の別表2及び別表3の規定は、平成31年4月1日以後の入学者から適用し、平成31年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、令和2年10月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この学則は、令和4年4月1日以後の入学者から適用し、令和4年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、令和4年6月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第60条の2の改正規定

は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 この学則は、令和5年4月1日以後の入学者から適用し、令和5年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

この学則は、令和5年9月1日から施行する。

#### 附 則

この学則は、令和6年6月1日から施行する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。  
(経過規定)
- 2 この学則による改正前の理工学部化学・生命理工学科、物理・材料理工学科及びシステム創成工学科並びに農学部植物生命科学科、応用生物化学科、森林科学科、食料生産環境学科、動物科学科及び共同獣医学科は、改正後の国立大学法人岩手大学学則第2条及び第3条の規定にかかわらず、令和7年3月31日に当該学部及び学科に在学する者が当該学部及び学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則第34条の規定にかかわらず令和7年度から令和11年度までの学生の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学科	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
理工学部	理工学科	414名	828名	1,262名		
	化学・生命理工学科	274名	184名	92名		
	物理・材料理工学科	244名	164名	82名		
	システム創成工学科	842名	572名	286名		
農学部	食料農学科	50名	100名	152名		
	生命科学科	51名	102名	154名		
	地域環境科学科	70名	140名	211名		
	動物科学・水産科学科	55名	110名	166名		
	植物生命科学科	122名	82名	41名		
	応用生物化学科	122名	82名	41名		
	森林科学科	90名	60名	30名		
	食料生産環境学科	184名	124名	62名		
	動物科学科	92名	62名	31名		
	共同獣医学科	150名	120名	90名	60名	30名
獣医学部	共同獣医学科	30名	60名	90名	120名	150名

- 4 この学則の編入学者への適用は、当該編入学生が属する年次の学生と同様に扱うも

のとする。

- 5 この学則による改正後の国立大学法人岩手大学学則別表2及び別表3に係る規定は、令和7年4月1日以後の入学者から適用し、令和7年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 岩手大学入試センター規則（平成26年4月1日制定）及び岩手大学入試センター運営委員会規則（平成26年4月1日制定）は廃止する。

別表1 第11条第2項に定められた教員所属組織

人文社会科学部
教育学部
理工学部
農学部
獣医学部
連合農学研究科
第5条に定める教育研究施設の各施設
第6条に定める教育研究基盤施設の各施設
第7条に定める教育研究支援施設の各施設
第7条の2に定める特定事業推進室の各室

別表2 第37条に定められた学生の修得すべき単位数

学部	学科又は課程	コース	教養教育科目	共通教育科目	専門教育科目	合計
人文 社会 科学 部	人間文化課程		2 8		9 8	1 2 6
	地域政策課程					
教育 学部	学校教育教員養成課程	小学校教育コース	2 8		1 0 9 ～1 1 8	1 3 7 ～1 4 6
		中学校教育コース			1 0 6 ～1 1 5	1 3 4 ～1 4 3
		理数教育コース			1 0 9 ～1 1 1	1 3 7 ～1 3 9
		特別支援教育コース			1 0 7	1 3 5
理工 学部	理工学科	化学コース	2 8		9 9	1 2 7
		数理・物理コース				
		材料科学コース				
		知能情報コース				
		クリエイティブ情報コース				
		電気電子通信コース				
		機械知能航空コース				
		社会基盤・環境工学コース				
農学 部	食料農学科	農学コース	2 8		9 8	1 2 6
		食品健康科学コース				
	生命科学科	分子生物機能学コース				
		分子生命医学コース				
	地域環境科学科	革新農業コース				
		森林科学コース				
	動物科学・水産 科学科	動物科学コース				
		水産システム学コース				
獣医学部	共同獣医学科			3 0	1 5 9	1 8 9

別表3 第61条第2項に定められた免許状の種類及び教科又は特別支援教育領域

学 部	学科又は課程	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
人文社会科学部	人間文化課程	中学校教諭 一種免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、英語
	地域政策課程	高等学校教諭 一種免許状	公民
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、英語、情報
		特別支援学校 教諭 一種免許状	知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育
理 工 学 部	理工学科	高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、工業、情報
農 学 部	食料農学科	高等学校教諭 一種免許状	理科、農業
	生命科学科		理科
	地域環境科学科		理科、農業
	動物科学・水産科学科		理科、農業